

農地を農地以外の目的に
利用する場合は、

**農地転用許可が
必要です**

(市街化区域内では届け出が必要です。)



農地の違反転用

手続きを怠ると、違反転用として、
3年以下の懲役又は300万円以下（法人は1億円以下）
の罰金が科されることがあります。

無断転用の土地を有している場合、
今後新たな農地取得（貸し借りも含む）や、
転用の申請を保留にする場合がありますので、
速やかに無断転用の是正を行ってください。

農地転用とは…?

農地等を住宅や工場などの建物の敷地，資材置場，駐車場あるいは道路，山林などの農地以外の用途に転用することです。

ただし，農地であるかどうかは現況によって判定されますので，不動産登記簿の地目と一致しないことがありますのでご注意ください。

本人の土地であっても，農地を，許可なく農地以外の用途に利用すると違反転用になりますので，事前に必ず農業委員会へご相談ください。

農業委員会からのお願い

農地の畦畔等の管理について

現在、市内における畑や水田等の農地の畦畔等の管理不足が、近隣農業者だけでなく近隣住民や公衆用道路利用者に対し、さまざまな迷惑を生じさせる要因となっています。

繁茂した畦畔の雑草が道路にはみ出していたり、刈り取った雑草が道端や水路に放置されると、病虫害や事故・災害等の発生要因となり得る可能性があります。

生産者（所有者）の方々には、適切な農地の畦畔等の管理に努めていただくようよろしくお願い申し上げます。

併せて、畑や水田等を耕耘した後は、ロータリーの泥などを落としてから道路を利用くださいますようお願い申し上げます。

また、適切な農地管理がされていない場合、農林振興課・農業委員会においても、生産者（所有者）の方へ個別にご指導させていただくことがありますので、重ねてご協力をお願い申し上げます。

